図１　制動灯のＨ面の高さが地上750㎜以上となるように取り付けられている場合の当該制動灯のＨ面より下方の最小角：

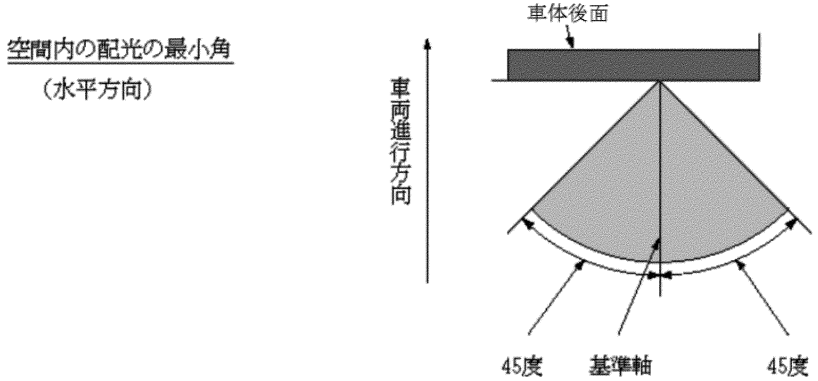
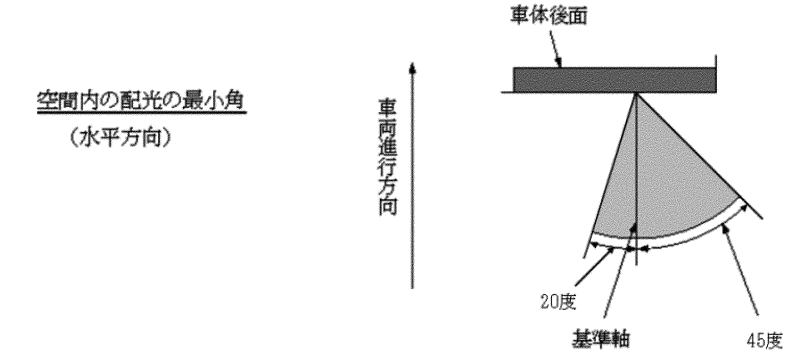



図２　制動灯のＨ面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合の当該制動灯のＨ面より下方の最小角：




㈱　上図に示した角度は、車両の右側に装着する場合を示す。

別添七十一４・２・㈢㈠㈡「補助制動灯」の下に「（種類Ｓ４のもの（夜間）を除く。）」を、「0.3cd以上」の下に「、種類Ｓ２のもの（夜間）の光度は0.07cd以上」を加える。

別添七十一２・９・の次に次を加える。

2.10.　「Ｈ面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別添七十一別紙１を次のように改める。

別紙１　方向指示器の配光における最小角の範囲（注１）

配光の最小垂直角は、水平面から上方15°及び下方に15°（種類６の方向指示器にあっては、水平面から上方30°及び下方に５°）とする。ただし、種類１、１ａ、１ｂ、２ａ、２ｂ及び５の方向指示器を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であって、かつ、方向指示器のＨ面の高さが地上750㎜未満の位置に取り付けられる場合にあっては、「下方15°」を「下方５°」と、種類１、１ａ、１ｂ、２ａ、２ｂ及び５の方向指示器を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であって、かつ、方向指示器のＨ面の高さが地上2,100㎜を超える位置に取り付けられる場合にあっては、「上方15°」を「上方５°」と、それぞれ読み替えるものとする。

配光の水平方向の最小角は、基準軸から図１から図６までに示す範囲内とする。ただし、側方灯及び種類１、１ａ、１ｂ、２ａ又は２ｂの方向指示器を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であって、かつ、前面又は後面に備える方向指示器であって保安基準第41条第３項の規定に基づき側方灯によりその配光角度を補完されるものについては、図１から図４中「80度」を「45度」と読み替えるものとする。

図１　種類１、１ａ及び１ｂ（方向指示器のＨ面の高さが地上750㎜以上となるように取り付けられている場合の当該方向指示器のＨ面より下方の最小角）：

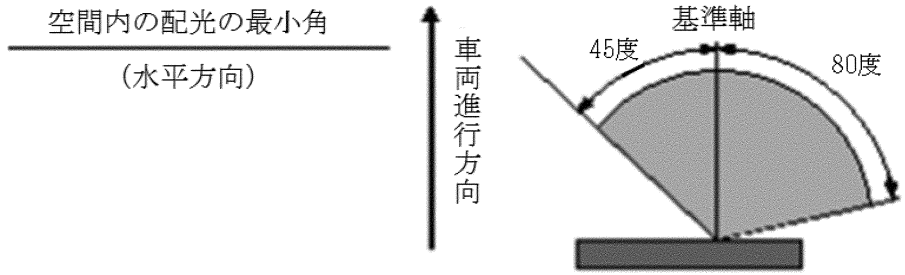



図２　種類１、１ａ及び１ｂ（方向指示器のＨ面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合の当該方向指示器のＨ面より下方の最小角）：

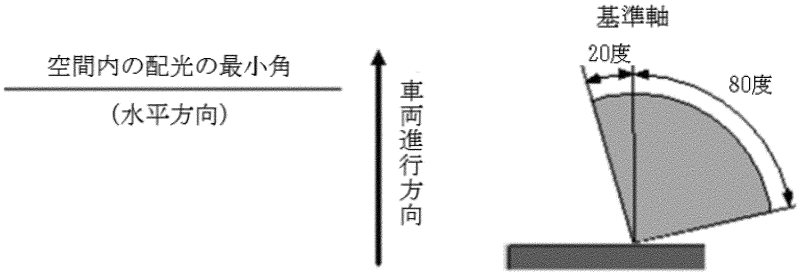



図３　種類２ａ、種類２ｂ（方向指示器のＨ面の高さが地上750㎜以上となるように取り付けられている場合の当該方向指示器のＨ面より下方の最小角）：

